

平成27年度

第4回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成27年10月29日(木) 午後4時30分～

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

半貫 光芳 委員 荒川 恒男 委員 齋藤 健吾 委員

森田 陽子 委員 大根田 博章 委員 山口 弘一 委員

保険医・保険薬剤師代表

片山 辰郎 委員 吉田 良二 委員 齋藤 公司 委員

金子 達 委員 赤沼 岩男 委員 廣田 孝之 委員

公益代表

工藤 稔行 委員 塚田 典功 委員 塚原 毅繁 委員

大貫 隆久 委員 山口 建一 委員 上野 元子 委員

笹川 陽子 委員

被用者保険代表

栗田 昭治 委員 郷 孝夫 委員 (以上21名)

4 欠席委員

被保険者代表

大森 澄雄 委員

保険医・保険薬剤師代表

北條 茂男 委員

被用者保険代表

野中 貞明 委員

(以上 3名)

5 出席職員

保健福祉部長	本橋 道正	保健福祉部次長	酒井 典久
保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹		眞船 稔之	
保険年金課長	橋本 一守	保険年金課長補佐	大野 貴司
管理グループ係長	薄井 季之	国保給付グループ係長	西田 真実
国保税グループ係長	高栖 守能	収納グループ係長	中村 正基
滞納整理グループ係長	阿久津 孝夫		
管理グループ総括主査	関本 耕司	国保給付グループ総括主査	小井川 雅美
国保税グループ総括主査	高賀茂 泉	収納グループ総括主査	岩崎 豊弘
滞納整理グループ総括主査	大山 剛		
管理グループ主任主事	田崎 宗宏		
健康増進課長	鈴木 裕之	健康診査グループ係長	岡田 美穂子

6 会議録署名委員

齋藤 健吾 委員 金子 達 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 協議事項

- ・協議第1号 答申書(案)について

(開会 午後4時30分)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度 第4回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は保険年金課管理グループ係長の薄井と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本協議会の定数は、24名であります。本日出席されております委員は、21名であります。規則に定める、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を充たしておりますの

で、本会議が成立していることを、事前に御報告させていただきます。

それでは、塚原会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会 長】 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。さて、本日は、会議次第にありますように、「答申書（案）について」協議事項となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の前に、次第1の(1) 会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「齋藤健吾委員」と「金子達委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 （異議なしの声）

【会 長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は「齋藤健吾委員」と「金子達委員」にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、会議次第に従いまして、進めて参ります。次第の2の(1)、協議第1号「答申書（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会 長】 事務局の説明が終わりました。それでは、ご意見・ご質問につきましてですが、1頁の「答申に当たって」は会長一任とさせていただき、皆様には2頁の項1から、順次お諮りしたいと思います。なお、答申書案の修正に関する意見につきましては、その都度、委員の皆様にお諮りして修正の是非及び内容を決定してまいりますので、よろしくお願いします。

まず、1の「国民健康保険の財政健全化策について」、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【会 長】 ご異議ございませんので、原案のとおり了承されました。

次に、2の(1)「課税限度額について」、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委 員】 2の(1)の最後の部分に、「なお、国において、今後、課税限度額に係る政令が改正さ

れた場合は、本市国民健康保険税の課税限度額の見直しについても検討されたい。」とあり、言わんとしていることは分かるのですが、何かすっきりしません。政令により課税限度額が上がったら自動的に上がるようにするべきなのか、それとも政令により課税限度額が上がったら1年遅れで実施している現状が良いのか、その議論をしなくてはならないということの含みを持たせているのか、どちらか良く分からないのですが、この文章で何を言いたいのか説明をいただければと思います。

【事務局】 委員が後段でおっしゃられたような、来年もし政令の改正があれば、検討をする必要があるということでございます。

【委員】 2年毎の税率見直しについては、今回見送ったから2年後にまた随時考える必要があるというのは答申として分かるのですが、課税限度額については、政令が変わったらまた実施するだけの話で、蛇足ではないですか。我々の課税限度を上げるのは、政令から1年遅れのため、1年間は国庫補助の分を少し損しているわけです。保険税にしているから運営協議会と議会の承認が必要になるためであり、保険料にしていればそのようなことはないのです。その制度について、本市としてどのような形で課税限度額について、政令に追いつくようにすべきということの議論をするのかであれば、ここに載ってもよいと思うのですが、国の限度額が上がったらそれを検討することが必要というのは当たり前の話であって、来年は税率改定がありませんが、来年政令で変わったら、この部分については、課税限度額は、毎年実施してきているではないですか。これは答申に入る話なのではないでしょうか。

課税限度額が上がっても自動的にには上がらないから、ここで議決をし、条例改正をして、議会で議決を得るわけで、これを毎年やってきたわけです。今のような説明の内容であれば、私はこの部分はいらないと思うのです。むしろこれは政令に1年遅れである現状について、財源安定化から速やかにするにはどのようにするか、制度の見直しを図るといっているのであれば分かるのですが、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。宇都宮市は保険税でやっているから、現状は1年遅れなのです。国が上げていけば、それが1年遅れでも、運営協議

会の中で上げていくという制度でずっと行っているわけで、これが文面として本当に必要なものかということを疑問に思います。

【委員】 委員のおっしゃることは分かるのですが、政令が変わった場合、宇都宮市では今までの慣わしで、保険税としての対応の仕方がこれしかあり得ないのです。ですから、今の条例の法則とか、保険税としての考え方を言うと、私はこの文章を付けるべきだと考えます。政令が変わってから自動的になるのだという議論をし、ここで一致されれば、毎年している同じ議論を繰り返さなくて済むので、それは先の議論の余地として取っておくとして、今回は議論したわけですから、これはあってよいものではないかと個人的に考えております。

【委員】 私もこの問題については、政令で決めたにしても、宇都宮市の国保をどうするのかというのはこの運営協議会で決めているものであるもので、自動的に引き上げるものではないと思います。その制度で定めたものが、宇都宮市の国保との関係で妥当なものかどうかというのは、論議をして、その上で決定すべきものだと思いますので、入っていてよいのではないかと考えます。

【会長】 今二つの意見が出ているわけですが、ほかにご意見はありますか。文言について、蛇足になってしまうから入れなくてもよいという意見と、入れたほうがよいという意見でございますが、決をとってもよろしいでしょうか。

【委員】 入ってもよいのですが、かつて課税限度額が上がった際に、宇都宮市が見送ったということはなかったものですので、なぜ入っているのか良くわからないのです。皆さんの総意だから、必要だというのであれば、入れたらよいのではないのでしょうか。

【会長】 この部分は必要ないのではという意見と、この部分は必要であるという意見について、採決をさせていただきます。

どちらがよろしいか、まず必要でないという意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

【委員】 (挙手)

【会 長】 では、必要だという意見について、挙手をお願いします。

【委 員】 (挙手)

【会 長】 多数でございますので、このまま文言を入れるということで、お願いしたいと思います。次に、2の(2)「応能応益割合及び賦課方式について」、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委 員】 3ページのイ「賦課方式について」の部分について、現在2方式というところもありますが、本市は3方式の現状を維持しますというのが結論の説明で、確かに子育て世帯や複数世帯で負担増になるという説明もありましたが、今後国保を広域化することを見据える中では、今、制度をいじらないほうが良いのではないかということ、事務局が最後の説明に付け加えていたと思います。私はむしろこちらのほうが、大きな理由だと思っていたのですが、今回ここには触れられてはいませんでした。国保制度は現在暫定的になっていますが、運営協議会は市町村単位ではなく、今後は後期高齢者医療制度のように、県単位でやっていくのかと私は想像していますが、制度改正の途中であるから、現状を維持したほうが混乱は少ないという説明がここには入っていないようです。私は本当はここが一番肝心かと思っていました。

【会 長】 事務局として、そのように入れなかった理由は何かありますか。

【事務局】 委員のご指摘のとおり、今はこれから制度が変わる途中で、平成30年度から県が市町村と共に国保の運営を担うということで、県にも運営協議会が立ち上がり、引き続き市町村にも運営協議会はそのまま残るといった形になるのですが、確かにそういった側面はあろうかと思うのですが、賦課方式について、主たる要因としてはやはり、2方式にした場合は複数世帯にとって負担増になってしまうという部分が大きな要因なのではないかということで、前回の議論でもそういったところが中心であったという認識のもと、このような案にしたところでもあります。

【委 員】 これが間違っているということではなく、これと移行期間であるから制度を変える

よりもこのままのほうが望ましいという説明がありましたので、こちらのほうが重要だから、これのみにしますということであれば、それはそれでよいのだけれども、本来は制度の移行期は、結論が出るまで現状維持のほうが混乱が少ないだろうという説明があったことを、私は覚えているというだけなのです。

【事務局】 委員がおっしゃった通り、現状報告の中では、そちらの説明をさせていただき、ご認識いただいたところでございます。

【委員】 委員のおっしゃることももっともですが、私は世帯の構成が変わらない限り、宇都宮市としてはこの3方式を採用することが妥当であるという結論は、皆様にも認識されているところであると思っております。こうした中、たとえば県に移管しようと、世帯の構成が大きく変わらない限り、この方式なのであると思います。そういったことを踏まえ、今回は今後とも現状の3方式を継続することが妥当であると、強い踏み込みではないかと思っております。応能応益割合の場合も、今後50対50を継続することが妥当であるという、ある面では強い口調でこの答申を出すのかと考えています。その中で、今後この方式や応能応益割合については、同じような議論を本協議会でしていくわけですが、もし宇都宮市において、引き続き現状と同様に維持されているとしたら、委員の皆様に対し、現状は変わっておりませんので、今後もこの宇都宮方式を継続することを、協議というよりも報告のような感じで行い、その中で質問を受け付けてやる道筋なのかとこの文章で思ったのですが、そのところについての事務局の考えをお聞きしたいと思っております。

【事務局】 委員がおっしゃるとおり、今後、現状と変わらない宇都宮方式を継続し、3方式を継続していくという趣旨を表現したところでございます。この文章のとおり、1人世帯と複数世帯の現状を踏まえると、大きく変化がない限り、現在の方法を継続したほうがよろしいということで、表現したところでございます。広域化の議論につきましては、話し合いの場がこれから出てくるかと思うのですが、そちらにおきましては、宇都宮市の考え方といたしまして、この3方式を主張していきたいという考えがあるところでございます。

【会 長】 皆様、確認でございますが、(2)のアとイを一括して進めておりますので、ご意見がございましたら付け加えていただければと思います。

それでは原案のとおりということで、よろしいでしょうか。

【委 員】 (異議なしの声)

【会 長】 それでは、続いて2の(3)「国民健康保険税の税率について」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委 員】 今回の税率について、私は前回の多数決の際に反対させていただきましたので、その議論は繰り返しませんけれども、先ほど1頁の「答申に当たって」は会長一任という話でありましたが、私はこの中の3,400億円の財政支援の問題では、前回も意見を申し上げましたとおり、ただ財政基盤の安定というだけで出されたものではなくて、全国知事会や市民団体なども含め、とにかく国保については国の応援がなければだめだということで、様々な大きな運動の中で、3,400億円という形になり、これが実際に被保険者の国保税負担の軽減をするということも含め、手当てされたものなので、やはりそういった点で見ますと、税率や繰り入れの考え方について、これだけでは私は不十分だと思っています。特に税率については、今年度から始まりました国の財政支援について、宇都宮市でも約5億円に近いものが入ってまいりますので、被保険者としてはこちらについて全部とは言いませんが、市民の国保税軽減にも生きるようなものにすべきだと思います。一般会計からの負担の問題も出ておりますけれども、予算では8億円や9億円となっても実際には0円だった、あるいは3億円だったということもありますので、その軽減を入れますと、その時の状況に応じて、そこまで一般会計の繰り入れをしなくて帳尻があったときには、それを全て引き揚げてしまうような、私は平成26年度のようなやり方は違うのではないかと思っています。税率については国の支援金の使い方との関係を含めて、このままでは認めることができないということで、意義ありということをお願いをしたいと思います。

【委 員】 (3)について、3番目の段落の、一般会計からの繰入のところなのですが、私は

被保険者の代表ではありますが、市全体を見たときに、国保以外の納税者にとって、国保に一般会計が入るということについての不公平性についての配慮の文面であると思うのです。

一方で、我々が一任した「答申に当たって」の最初に、「近年の急速な高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴い医療費が増大する一方で、担税能力の低い無職者や低所得者などの加入割合が多いといった、制度に構造的な問題」と触れているので、それでバランスをとってはいるけれども、この構造的な問題の中で、やはり一般会計から繰入というものを設置しないと、なかなかこの国保特別会計の財政運営が厳しくなっているというから繰入が入っているのだと、片や一般市民に対するバランスを十分考慮する必要があるという形で、本当はここにその文面を持ってきて、両方に配慮すべきだったと思うのです。この「答申に当たって」を読んでから、こちらに入っていくものではありませんが、答申だけ読むと、冷たい印象が出てしまいます。だから先ほど委員がおっしゃったように、これでは賛成できないという話になってきてしまうと思うのです。構造的な問題と、この一般会計の負担のバランスのあり方というのを、本当は併記したほうが良かったのではないかと思います。そして、引き続き繰り入れの縮減に努めるということですが、そうではなくて、結果として繰り入れの必要があったかなかったかというのが宇都宮の制度ですから、繰り入れを減らそうとしていたわけではないと思っています。収納率の向上などはあるけれど、この繰り入れの問題というのは、基本的には構造的な問題ではないでしょうか。ここはもう少し工夫できないのかと思います。もう少し構造的な問題と、国保被保険者以外の納税者との公平性というところ、国保が最後のセーフティネットにある皆保険であるのであればそれに対してあなたも職がなくなれば国保になるのですよ、その時に入れられないことがないように、ある程度みんなで今補完している状態なのですよということを、きちんとメッセージとして送るべきだと思うのです。終始一貫してここで皆様に申し上げておりますが、雇用保険のほかの協会けんぽや共済の方々にとっては、いやそれは違うとおっしゃるかもしれませんが、職を失えば国保ですから、所得が低いから入らないでくださいというわけには行かないのであって、だからもう少し盛り込む

わけにはいかないのかと思いました。

【事務局】 ご指摘があった部分で、今の案ですと、「被保険者の負担と一般市民の負担のバランスを十分に考慮する必要がある」という、その文の前段として、制度の構造的な問題の部分が、この行間に実際には隠れているところもありますので、その構造的な問題の部分について、文言を工夫して答申に組み込んでいければと考えております。

【委員】 そのようなお答えをいただきましたので、できたものについては、事務局と会長職務代理者に一任でよいと私自身は思いますので、なるべく併記のようなかたちで、御配慮いただければありがたいと思います。具体的な文言については、会長にお任せしたいと思いません。

【委員】 今回は税率改定について答申を出しているわけですが、事務局や市全体の中で、税率については現行どおり上げないということで、答申をだされたわけであります。その中には構造上の問題で、昔からの自営業者や農業者の方々が今は年金受給者や無職者になっているということが前段でありますので、今隠れている部分を付け加えてということでしたが、それはそれで結構ですが、現状のままで私は良くできた答申として支持したいと思ひまして、決を採っていただければと思います。

【委員】 被用者保険の立場から申し上げますと、これを拝見いたしまして、全体にはこれまでの経過や実績の中でやってきたことが入っており記載もされているので、これはこれできちんとした書き方だと思います。(3)「国民健康保険税の税率について」の第3段落のところは、我々はここにありますが「一般市民の負担そのもの」というところの代表のような形でここに出ているのではないかと思います。それを国保経営改革プランも進めている中でそれなりのバランスを取りながらも、「縮減に努められたい」という若干ファジーな表現をして、きちんと両方のバランスをそれぞれとっているのです。敢えてこれをまた形をつけるということになると逆にバランスが崩れるので、非常にこれは宇都宮市国民健康保険がこれから存続していく上でも、これくらいの書き方で少し余地を残しているところがバランスのとれた形

で、我々もこれであれば加入者に説明がつくというようなことではないかなと、敢えてそこまでしていじる必要はないように思います。非常に全体を捉えた文章であると思います。

【会 長】 ほかにございませんか。それでは、原案のままでよろしいのではないかという意見と、もう少し考慮してくださいという意見、これには事務局からもそれなりの回答が今ありましたが、まず、原案のままでよいという方の挙手をお願いいたします。

【委 員】 (挙手)

【会 長】 多数でございますので、原案のままというご意見でよろしいでしょうか。

それでは、原案のままということで、お願いしたいと思います。それでは、今後、市長に対して答申を行いたいと思いますが、日程等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 市長への答申につきましては、11月中旬から下旬頃を予定しておりまして、日程を調整の上、会長から市長へ答申書を提出していただく予定でございます。また、委員の皆様には、市長への答申後に答申書の写しをお送りいたします。

【会 長】 只今、事務局から説明がありましたとおり、11月中下旬頃に、委員の皆様を代表いたしまして、市長に答申してまいります。

次に、議事の(2)「その他」に移ります。委員の皆様から、何かありますでしょうか。

【委 員】 答申案については方向付けがされたわけですが、この協議が始まる最初に、国民健康は社会保障であるときちんと法律で定められており、国がもっと社会保障として責任を持って出すべきお金を出せば、一般会計からの繰り入れをどうするかなどという論議もなくて済むと考えているところであります。そういう点で、協会けんぽなどと負担率を同じくするには、1兆円くらいはどうしても必要なのだということで、これまで論議もされてきました。そういう点では市長会なども含めて、国からの負担をこれから平成30年度には栃木県に一本化ということになっており、負担等についてはこれから話し合いが続いていくわけですが、国の責任で3,400億円でお茶を濁さないようにと、協会けんぽと同じ負担率になるくらいまでは国はきちんと責任を持っていただきたいと、栃木県で一本化するにあ

たつては、市長に厳しく要求をしてもらいたいと、要望をしておきたいと思います。

【会 長】 それでは、次に、大きな3の「その他」に移ります。委員の皆様から、何かありますでしょうか。事務局からは、何かありますか。

【事務局】 次回の会議開催について御案内いたします。次回第5回目の会議は、2月18日木曜日の午後4時30分から市役所本庁舎14階の14A会議室にて開催いたします。

詳細につきましては、日程が近づきましたら、御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会 長】 他にありませんか。ないようですので、ここで改めまして、私から委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

このたび、国民健康保険税の税率の見直し等というたいへん重要な市長からの諮問に対しまして、おかげさまで答申ができるはこびとなりました。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、また、長期間にわたりたいへん熱心にご協議いただきましたこと深く感謝申し上げます。今後も引き続き委員の皆様のご協力をいただきまして当運営協議会としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますのでなにとぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間、熱心な御討議をいただき、ありがとうございました。では、事務局にお戻しいたします。

【事務局】 塚原会長、そして委員の皆様、本日は、ありがとうございました。

これで、平成27年度 第4回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

(閉会 午後5時15分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 塚原 毅 繁

委 員 藤 藤 健 吾

委 員 金 子 達